

令和8年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画

本事業年度においては、適正化事業の中でも特に重要かつ確実な実施が求められる「巡回指導業務」を円滑に実施すべく、適確な業務執行体制の構築を図り、「安全・安心な貸切バスの運行の実現」に向け、国の監査機能の補完の役割を担い、適正化事業実施機関としての責務を果たすために、九州運輸局並びに関係団体との連携を図りながら、以下の計画により事業を遂行する。

1. 貸切バスの輸送の安全を阻害する行為の防止その他道路運送法又は同法に基づく命令の遵守に関する貸切バス事業者に対する指導

(1) 巡回指導実施計画

令和8年度については、管轄区域内に存する全営業所から国が監査を実施した又は実施する予定の営業所及び貸切バス事業者安全性評価制度による3ツ星以上の評価認定を受けている事業者で令和6年度及び令和7年度の2回の巡回指導において「否」の判定が1つもない営業所を除いた354営業所について巡回指導を実施する。また、評価結果の分類が「C」以下となった営業所又は「届出運賃の適正な収受」の項目の判定が「否」だった営業所については、再巡回を実施する。(再巡回については、令和7年度の実績件数を考慮して10%を対象と予定する。)

なお、佐賀県バス協会、長崎県バス協会、熊本県バス協会、大分県バス協会、宮崎県バス協会、鹿児島県バス協会加入事業者にかかる巡回指導については、各バス協会に業務を委託する。また、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の各県バス協会未加盟事業者にかかる巡回指導は、各県バス協会所属の適正化指導員を指定し、巡回指導を実施する。

月	実施営業所数	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
4月	34(19)カ所	12	2(2)	4(3)	5(5)	2(1)	3(3)	6(5)
5月	35(21)カ所	12	2(2)	4(3)	6(5)	2(2)	3(3)	6(6)
6月	39(21)カ所	15	3(2)	5(4)	5(4)	2(2)	3(3)	6(6)
7月	40(22)カ所	15	2(2)	5(4)	6(5)	2(2)	4(3)	6(6)
8月	39(21)カ所	14	2(2)	5(4)	6(5)	3(1)	3(3)	6(6)
9月	38(20)カ所	14	2(2)	4(3)	6(5)	3(2)	3(3)	6(5)
10月	37(22)カ所	14	2(2)	5(4)	5(5)	2(2)	3(3)	6(6)
11月	37(20)カ所	14	2(2)	5(4)	5(5)	2(2)	3(2)	6(5)
12月	38(19)カ所	14	3(2)	4(3)	6(5)	2(2)	3(2)	6(5)
1月	36(20)カ所	13	2(2)	5(4)	5(5)	2(2)	3(2)	6(5)
2月	36(19)カ所	13	3(2)	4(3)	5(5)	2(1)	3(2)	6(6)
3月	35(18)カ所	13	2(2)	4(3)	5(5)	2(1)	3(2)	6(5)
計	444(242)カ所	163	27(24)	54(42)	65(59)	26(20)	37(31)	72(66)

()内はバス協会委託分で内数

参考 ※管内事業者の営業所数 (令和8年2月1日現在) … 521 営業所
 ※管内事業者の車両数 (令和8年2月1日現在) … 5,001 両

(2) 巡回指導業務の公正かつ適確な実施のため取るべき措置

①適正化指導員等の配置

- ・道路運送法第43条の3第1号及び第2号に掲げる業務を公正かつ円滑に遂行するため、適正化事業指導員（以下「指導員」という。）を適正化センターに3名配置する。また、バス協会委託分については、佐賀県2名、長崎県2名、熊本県5名、大分県2名、宮崎県5名、鹿児島県2名を指名する。
- ・指導員の内1名を、センターの法人事務及び適正化事業に関する事務等を統括するため首席指導員兼事務局長に任命する。
- ・職務の執行にかかる資質の維持・向上を図るため、各種講習会、セミナー、研修等に積極的に参加する。

②巡回指導業務の公正かつ適確な実施

- ・巡回指導対象事業者を選定するにあたっては、運輸局等の監査方針等と調整のうえ選定することとする。
- ・指導にあたっては、明確な基準に基づき、均一化された判断により、公正かつ適確になされるよう徹底を図るとともに、改善の確認にあたっても公正かつ適確に実施することとする。
- ・適正化事業指導業務の改善指導等の厳正な実施を図ることが、適正化事業を推進していくうえで必要不可欠であることを、指導員自身が理解を深めることとする。
- ・九州管内の巡回指導の統一化を図るため、委託先の適正化事業指導員との意見交換及び研修会を開催する。

③運輸局との連携

- ・適正化事業の実施にあたっては、運輸局の監査方針及び行政処分等の基準について、最新情報の入手及び共有を図る。
- ・指導の拒否又は輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反のある事業者が認められた場合は、直ちに運輸局等へ報告を行う。
- ・指導によっても改善がなされない事業者やその他違法性が疑われる事業者、利用者等からの苦情が多い事業者等について適確に運輸局へ報告を行うため、毎月運輸局との打合せを行う。

2. 貸切バスに関する旅客からの苦情処理

- ・貸切バス事業者及び利用者からの苦情については、適正かつ迅速な処理に努め、事業者指導等を行うとともに、行政に情報提供する。

3. 貸切バスに関する啓発活動及び広報活動

- ・関係法令等の周知を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、妨害運転、過労運転、速度超過等を防止するため、関係機関と連携を図りながら啓発活動を行い、コンプライアンス体制の確立を図る。
- ・事業者が自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するための安全意識の向上を形成するため、管理者向けの講習会等に関係機関と連携を図り適宜計画実施する。